

常務理事会内規

(目的)

第1条 公益財団法人日本体操協会（以下、「本会」という）に、理事会業務の円滑な運営をはかるため、常務理事会を置く。

(構成)

第2条 常務理事会は、本会定款第27条3項に示す業務執行理事（会長、副会長、専務理事、常務理事）により構成する。なお、業務執行理事は、本会定款第28条2項のとおり、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(議事案件)

第3条 常務理事会は、次の号に定める事項を、理事会に代わって審議する。

- (1) 理事会に提案する議題に関する事項
- (2) 予算執行に関する重要事項
- (3) 本会の事業計画に関する事項
- (4) その他あらかじめ理事会が委任した事項

(招集)

第4条 常務理事会は、会長が招集し、会長または専務理事が指名した理事を議長とする。

- 2 会長に事故あるときは、会長代行が、その職務を代行するものとする。

(開催)

第5条 常務理事会は、理事会が定めた頻度で定例会議を開催するものとする。ただし、必要ある場合は臨時に開催することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、緊急を要する議題については、書面または電磁的手段（電子メールなど）によって常務理事会に代えることができる。

(議事録)

第6条 常務理事会の議事録は、事務局が作成し、あらかじめ指名した常務理事会出席者の中の議事録証明人の承認を受け、事務局に保管する。なお、常務理事会において審議された結果については、理事会に報告しなければならない。

(報告)

第7条 この内規の改廃は、理事会が行う。

附則

この規程は、公益財団法人日本体操協会の設立の登記の日から施行する。

平成 25 年 3 月 17 日 制定